

課長	課長補佐	グループ長	課 僚	担 当	HP公開用

磐田市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和5年10月16日（月） 午後2時00分から

2 開催場所 磐田市役所西庁舎3階302・303会議室

3 出席委員 1番 鈴木 則和 2番 佐野 一正 3番 角田 誠哉
 4番 稲垣 明久 5番 鈴木 千智
 7番 石川 良二 8番 小城 寿子 9番 大箸千賀子
 10番 鈴木 茂仁 11番 澤田 和孝 12番 大橋 安男
 13番 村田 暢之 14番 石野 計美 15番 藤原 隆
 16番 田中 昌孝 17番 池田 藤平
 19番 安田 正晃

4 欠席委員 6番 溝口 貴也 18番 鈴木 陽介

5 議事日程

- 第1 議事録署名人の氏名
- 第2 会議書記の指名
- 第3 議案第25号 農地法第3条の規定による許可について
 議案第26号 農地法第4条の規定による許可について
 議案第27号 事業計画変更承認について
 議案第28号 農地法第5条の規定による許可について
 報告第28号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
 報告第29号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について
 報告第30号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について
 報告第31号 農地法第18条第6項の規定による通知について

6 事務局出席者 鈴木課長 水野主査 寺田主事 岩瀬主事

7 議 事

会 長)

それでは、ただいまから10月定例会を開会いたします。在任委員19名中17名が出席していますので、本会は成立しております。議事日程第1の議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただいてご異議ありませんか。

(異議なし)

それでは、5番鈴木 千智委員、7番石川 良二委員を指名します。議事録署名委員の方々は、来月の総会の際に事務局職員が作成した総会議事録を確認いただき、署名をしていただきます。次に、議事日程第2の会議書記の指名を行います。本日の会議書記には、農業委員会事務局職員の寺田さんを指名いたします。

議 長)

それでは、議事に入ります。議案第25号「農地法第3条の規定による許可について」を議案として上程します。事務局より農地法3条の説明を求めます。

事 務 局)

議案書1ページをご覧ください。

議案第25号「農地法第3条の規定による許可について」、農地の所有権を移転し、またはその他の権利を設定・移転しようとする農地法第3条の規定により、次のとおり申請があつたので審議を求める。

令和5年10月16日提出 磐田市農業委員会会長 大箸 千賀子

整理番号1番、北部地区、申請地「大久保 [REDACTED]」、地目畠、面積 [REDACTED]、合計面積 [REDACTED]です。売買による所有権移転の案件で、農業委員会のあっせん事業により譲り受けた案件です。

譲渡人は、大久保 [REDACTED]、譲受人は、大久保 [REDACTED]
[REDACTED]、自作地 [REDACTED]、借入地 [REDACTED]です。

譲受人は、[REDACTED]法人です。借入地及び自宅近傍の当地を取得し、経営規模の拡大を図りたく、申請するものです。売買価格は、10a当たり [REDACTED]、総額 [REDACTED]です。取得後は、[REDACTED]の栽培を行う計画です。

担当農業委員からも、特に問題なしとの報告をいただいております。

審査したところ、農地法第3条第2項の各号の許可要件を全て満たしていると判断いたします。

次に、整理番号2番、西南地区、申請地「草崎 [REDACTED]」、地目田、面積 [REDACTED]です。売買による所有権移転の案件です。

譲渡人は、草崎 [REDACTED]、譲受人は、竜洋中島 [REDACTED]、借入地 [REDACTED]
[REDACTED]です。

譲受人は、[REDACTED]の栽培を行う専業農家です。借入地近傍の当地を取得し、経営基盤の安定化を図りたく申請するものです。取得後は、[REDACTED]の栽培を行う計画です。

担当農業委員からも特に問題なしとの報告をいただいております。

審査したところ、農地法第3条第2項の各号の許可要件を全て満たしていると判断いたします。

次に、議案書2ページをご覧ください。

整理番号3番、西南地区、申請地「刑部島 [REDACTED]」、地目田、面積 [REDACTED]です。贈与による所有権移転の案件です。

譲渡人は、刑部島 [REDACTED]、譲受人は、池田 [REDACTED]
[REDACTED]、自作地 [REDACTED]、借入地 [REDACTED]です。

譲受人は、[REDACTED]法人です。借入地近傍の当地を取得し、経営基盤の安定化を図りたく申請します。取得後は、[REDACTED]の栽培を行う計画です。

担当農業委員からも特に問題なしとの報告をいただいております。

審査したところ、農地法第3条第2項の各号の許可要件を全て満たしていると判断いたします。

以上で説明を終わります。

議 長)

地元の委員から、事務局の説明に、何か補足説明は、ありませんでしょうか。補足のある方は、挙手をお願いします。

(補足説明なし)

それでは、質疑に入ります。発言のある方は、挙手をお願いします。なお、質問、意見等を発言される場合は、議席番号と氏名を言ってから発言するようお願いします。

[])

整理番号2番の案件は所有権の売買になっておりますが、10a当たりの価格を教えてください。

事 務 局)

2番の案件は、10a当たり [] 円です。

[])

整理番号3番の案件は [] 場所ということではなく普通の畠ですか。

事 務 局)

こちらの農地につきましては普通畠です。申請者は今まで農地として借りていました。[] 側にも農地がありまして、一体で農地利用しています。現場確認をしており、既に [] が栽培されている状況です。

質疑等もないようですので、採決を取ります。議案第25号「農地法第3条の規定による許可について」につきまして、許可することに賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手)

全会一致ですので、許可することに決定いたします。

議 長)

次に、議案第26号「農地法第4条の規定による許可について」を議案として上程します。

事務局から説明を求めます。

事 務 局)

議案書3ページをご覧ください。案内図及び配置図は1ページをご覧ください。

議案第26号「農地法第4条の規定による許可について」、農地を農地以外のものにする農地法第4条の規定により、次のとおり申請があつたので審議を求める。

令和5年10月16日提出 磐田市農業委員会会長 大箸 千賀子

整理番号1番、北部地区、申請地「大久保 [] 」、地目畠、面積 [] 併用です。

申請人は、明ヶ島原 [] 、転用目的は宅地進入路、コンクリート舗装敷きです。

申請地 [] 側の住宅は、[] 新築による建物であり、線引前から進入路として利用しておりました

が、適法にするため、申請するものです。

進入路の規模や配置計画は適當、資金計画も妥当と思えること。農地側には見切りを設置し、雨水は集水枠を設置し道路側溝にすることから、周辺農地への影響は、軽微と思えること。

担当農業委員からも、特に問題なしとの報告をいたたいております。

立地基準は、第1種農地の不許可の例外に当たる、集落のにじみ出しに該当し、営農上の支障が一番少ない土地であることから代替性もなく、許可相当と判断致します。

以上で説明を終わります。

議長)

地元の委員から、事務局の説明に、何か補足説明はありませんでしょうか。補足のある方は、举手をお願いします。

(補足説明なし)

それでは、質疑に入ります。発言のある方は、举手をお願いします。

(質問、意見なし)

質疑等もないようですので、採決を取ります。議案第26号「農地法第4条の規定による許可について」の案件につきまして、許可することに賛成の方は、举手願います。

(全員举手)

全会一致ですので、許可することに決定いたします。

議長)

議案第27号「事業計画変更承認について」を議案として上程します。事務局より説明を求めます。

事務局)

議案書4ページをご覧ください。案内図及び配置図は13ページをご覧ください。

議案第27号「事業計画変更承認について」、農地法により転用許可された後、事業計画変更の申請が次のとおり申請があったので承認を求める。

令和5年10月16日提出 磐田市農業委員会会長 大箸 千賀子

整理番号1番、北部地区、申請地は、当初は「大久保 [REDACTED]」、地目畠、面積は [REDACTED]、合計面積 [REDACTED]、[REDACTED]併用です。変更後は「大久保 [REDACTED]」、地目畠、面積は [REDACTED]、合計面積 [REDACTED]、[REDACTED]併用です。

当初申請人は、大久保 [REDACTED]、転用目的は、既存工場 [REDACTED]棟、資材置場等 [REDACTED]、従業員用駐車場（普通車 [REDACTED]台分）、事業用駐車場（大型トラック [REDACTED]台分）、調整池 [REDACTED]、緑地 [REDACTED]、令和 [REDACTED]年 [REDACTED]月に工場拡張の目的で転用許可を受けた後、建設資材また人件費等が高騰し当初の造成計画費用を見直さざるを得ない事態となつたため、計画を断念したものです。計画変更後の申請人は、当初申請人と同じ [REDACTED]法人です。転用目的は、既存工場 [REDACTED]棟、資材置場等 [REDACTED]、従業員用駐車場（普通車 [REDACTED]台分）、事業用駐車場（大型トラック [REDACTED]台分）、調整池 [REDACTED]、緑地 [REDACTED]です。当初の造成計画より調整池位置等を変更し造成の必要土量の低減・外周擁壁の高さを抑えることができ、改めて工場の拡張を建設したく、土地を探したところ、当地を譲ってもらえることになり、申請するものです。

工場の規模や配置計画は、適當、資金計画も妥当と思えること。汚水は既設浄化槽に接続し、雨水は調整池

に流入させ、許容放流量に制限し既設側溝へ放流することから、周辺農地への影響は、軽微と思えること。

担当農業委員からも、特に問題なしとの報告をいただいております。

立地基準は、第1種農地の不許可の例外に当たる、集落のにじみ出しに該当し、営農上の支障が一番少ない土地であることから代替性もなく、事業計画変更申請では、変更後の転用事業が変更前事業と同程度、またはそれ以上に必要性があり、計画実行が確実と認められること等の要件に該当することから、承認相当と判断いたします。

以上で説明を終わります。

議長)

地元の委員から、事務局の説明に、何か補足説明は、ありませんでしょうか。補足のある方は、挙手をお願いします。

(補足説明なし)

それでは、質疑に入ります。発言のある方は、挙手をお願いします。

(質問、意見なし)

他に質問等もないようですので、採決を取ります。

議案第27号「事業計画変更承認について」の案件につきまして、許可することに賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手)

全会一致ですので、許可することに決定いたします。

次に、議案第28号「農地法第5条の規定による許可について」を議案として上程します。事務局から説明を求めます。

事務局)

それでは、議案書5ページをご覧ください。

議案第28号「農地法第5条の規定による許可について」、農地を農地以外のものにするため、その農地につき所有権を移転し又はその他の権利を設定しようとする農地法第5条の規定により、次のとおり申請があつたので審議を求める。

令和5年10月16日提出 磐田市農業委員会会長 大箸 千賀子

整理番号1番、北部地区、申請地「藤上原 [REDACTED]」、地目番、面積 [REDACTED]です。案内図及び配置図は2ページをご覧ください。

使用貸借による権利設定の案件です。

使用貸人は、藤上原 [REDACTED]、使用借人は、藤上原 [REDACTED]、転用目的は、分家住宅 [REDACTED]です。

申請人は、実家に居住していますが、子供の成長に伴い手狭となり、自己用住宅を持ちたく、[REDACTED]に相談したところ、当地を貸してもらえることになり、申請するものです。

住宅の規模や配置計画は適当、資金計画も妥当と思えること。農地側にコンクリートブロックを設置し、生活排水は合併浄化槽を経由し、雨水とともに[REDACTED]側道路側溝へ放流することから、周辺農地への影響は軽微と思えること。

担当農業委員からも特に問題なしとの報告をいただいております。

立地基準は、第1種農地の不許可の例外に当たる集落のにじみ出しに該当し、■の所有地の中で検討したところ、営農上の支障が一番少ない土地であることから代替性もなく、許可相当と判断致します。

次に、整理番号2番、西南地区、申請地「草崎■」、地目田、面積■です。案内図及び配置図は3ページをご覧ください。売買による所有権移転の案件です。

譲渡人は、草崎■、譲受人は、竜洋中島■、転用目的は、農業用倉庫■、育苗ハウス■、普通車■台分の農業用駐車場、トラクター等農業機械置場、碎石敷です。

申請人は、■栽培専業農家で荷造りは自宅で行っておりますが、狭くて不便であり、規模の拡大もできないため、農業用倉庫を建築したく、土地を探したところ、当地を譲ってもらえることになり、申請するものです。

倉庫の規模や配置計画は適当、資金計画も妥当と思えること。農地側に見切工を設置し、雨水は■道路側溝に流すことから、周辺農地への影響は軽微と思えること。

担当農業委員からも特に問題なしとの報告をいただいております。

立地基準は、第1種農地の不許可の例外に農業用施設用地に該当し、営農上の支障が一番少ない土地であることから代替性もなく、許可相当と判断致します。

議案書6ページをご覧ください。

次に、整理番号3番、西南地区、申請地「長須賀■」、地目畠、面積■です。案内図及び配置図は4ページをご覧ください。売買による所有権移転の案件です。

譲渡人は、長須賀■、譲受人は、東京都中央区■、転用目的は、■w太陽光パネル■枚を設置し、発電能力■、設置面積■、の太陽光発電施設です。

申請人は、市外に本店住所を置き、■法人です。事業規模拡大のため、当地を太陽光発電施設として転用したく、申請するものです。

施設の規模や配置計画は適当、資金計画も妥当と思えること。申請地の方が隣接地の農地、宅地よりも高い箇所には土壌堤で囲い、雨水は自然浸透にすることから、周辺農地への影響は、軽微と思えること。

担当農業委員からも特に問題なしとの報告をいただいております。

立地基準は、街区に占める宅地等の面積の割合が40%を超えることから、第3種農地に該当し、許可相当と判断致します。

次に、整理番号4番、竜洋地区、申請地「飛平松■」、地目畠、面積■、合計面積■です。案内図及び配置図は5ページをご覧ください。売買による所有権移転の案件です。

譲渡人は、国府台■、譲受人は、飛平松■、転用目的は、移動販売用地として販売用車両■台分、普通車■台分の来客用駐車場、碎石敷です。

申請人は、申請地■側の■を主な対象に、移動式車両による食料品の販売及び飲食するための場所を確保したく、土地を探したところ、当地を譲ってもらえることになり、申請するものです。

販売用地の規模や配置計画は適当、資金計画も妥当と思えること。農地側にブロックを設置し、雨水は地下浸透にすることから、周辺農地への影響は軽微と思えること。

担当農業委員からも特に問題なしとの報告をいただいております。

立地基準は、申請地から概ね500m以内に2つ以上の公共施設があり、前面道路に2つ以上のライフラインがある事から第3種農地に該当し、許可相当と判断致します。

次に、整理番号5番、竜洋地区、申請地「川袋 [REDACTED]」、地目畠、面積 [REDACTED]、合計面積 [REDACTED]です。案内図及び配置図は6ページをご覧ください。売買による所有権移転の案件です。

譲渡人は、神奈川県川崎市 [REDACTED]、譲受人は、東京都中央区 [REDACTED]
[REDACTED]、転用目的は、[REDACTED]

w太陽光パネル [REDACTED]枚を設置し、発電能力 [REDACTED]、設置面積 [REDACTED]、の太陽光発電施設です。

申請人は、市外に本店住所を置き、[REDACTED]法人です。事業規模拡大のため、当地を太陽光発電施設として転用したく、申請するものです。

施設の規模や配置計画は適当、資金計画も妥当と思えること。申請地の方が隣接地の農地、宅地よりも高い箇所には土堰堤で囲い、雨水は自然浸透にすることから、周辺農地への影響は、軽微と思えること。

事前審査会において、大雨で土堰堤が崩れないか心配というご意見をいただきましたが、申請者に確認したところ、土堰堤が崩れた場合には速やかに復旧すると確認いたしました。

立地基準は、街区に占める宅地等の面積の割合が40%を超えることから、第3種農地に該当し、許可相当と判断致します。

次に、整理番号6番、豊岡地区、申請地「上野部 [REDACTED]」、地目畠、面積 [REDACTED]、合計面積 [REDACTED]です。案内図及び配置図は7ページをご覧ください。売買による所有権移転の案件です。

譲渡人は、浜松市浜北区 [REDACTED]、譲受人は、東京都港区 [REDACTED]
[REDACTED]、転用目的は、[REDACTED]

w太陽光パネル [REDACTED]枚を設置し、発電能力 [REDACTED]、設置面積 [REDACTED]、の太陽光発電施設です。

申請人は、市外に本店住所を置き、[REDACTED]法人です。事業規模拡大のため、当地を太陽光発電施設として転用したく、申請するものです。

施設の規模や配置計画は適当、資金計画も妥当と思えること。周囲をフェンス及び土堰堤で囲い、雨水は浸透枠を設置し、自然浸透にすることから、周辺農地への影響は、軽微と思えること。

担当農業委員からも特に問題なしとの報告をいただいております。

立地基準は、申請地の概ね500m以内に鉄道の駅がある事から、第2種農地に該当し、他に同等規模の代替となる土地もない事から、許可相当と判断致します。

議案書7ページをご覧ください。

整理番号7番、豊岡地区、申請地「上神増 [REDACTED]」、地目畠、面積 [REDACTED]です。案内図及び配置図は8ページをご覧ください。使用貸借による権利設定の案件です。

使用貸人は、上神増 [REDACTED]、使用借人は、見付 [REDACTED]
[REDACTED]、転用目的は、自己専用住宅 [REDACTED]です。指定大規模既存集落内の自己用住宅の特例措置の都市計画課法許可済地です。

申請人は、市内のアパートに居住していますが、結婚に伴い何かと手狭となり、自己用住宅を持ちたく、[REDACTED]に相談したところ、当地を貸してもらえることになり、申請するものです。

住宅の規模や配置計画は適当、資金計画も妥当と思えること。農地側にコンクリートブロックを設置し、生活排水は公共下水道へ放流し、雨水は[REDACTED]側道路側溝へ放流することから、周辺農地への影響は軽微と思えること。

担当農業委員からも特に問題なしとの報告をいただいております。

立地基準は、街区に占める宅地等の面積の割合が40%を超えることから、第3種農地に該当し、許可相当と判断致します。

次に、整理番号8番、豊岡地区、申請地「壱貫地 [REDACTED]」地目畠、面積 [REDACTED]です。案内図及び配置図は9ページをご覧ください。賃貸借の権利設定の案件です。

賃貸人は、壱貫地 [REDACTED]、賃借人は、東京都港区 [REDACTED]、転用目的は、[REDACTED]w太陽光パネル [REDACTED]枚を設置し、発電能力 [REDACTED]、設置面積 [REDACTED]、の太陽光発電施設です。

こちらの案件は、賃貸人が申請後死亡したため、取下げとなります。

次に、整理番号9番、豊岡地区、申請地「平松 [REDACTED]」、地目畠、面積 [REDACTED]です。案内図及び配置図は10ページをご覧ください。贈与による所有権移転の案件です。

譲渡人は、平松 [REDACTED]、譲受人は、平松 [REDACTED]、転用目的は、普通車 [REDACTED]台分の駐車場で、碎石敷です。

申請人は、申請地 [REDACTED]側で子や孫の [REDACTED]世代で暮らしており、現在の宅地内には駐車スペースが不足し不便をしているため、自宅隣接地に駐車場敷地が必要となり、土地所有者に相談したところ、当地を譲ってもらえることになり、申請するものです。

駐車場の規模や配置計画は適当、資金計画も妥当と思えること。農地側にコンクリートブロックを設置し、雨水は自然浸透にすることから、周辺農地への影響は軽微と思えること。

担当農業委員からも特に問題なしとの報告をいただいております。

立地基準は、街区に占める宅地等の面積の割合が40%を超えることから、第3種農地に該当し、許可相当と判断致します。

次に、整理番号10番、豊岡地区、申請地「掛下 [REDACTED]」の一部、地目畠、面積は [REDACTED]のうち [REDACTED]、合計面積 [REDACTED]のうち [REDACTED]です。案内図及び配置図は11ページをご覧ください。

賃貸人は、掛下 [REDACTED]、賃借人は、掛下 [REDACTED]、転用目的は、當農型太陽光発電施設、[REDACTED]w太陽光パネル [REDACTED]枚を設置し、発電能力 [REDACTED]、設置面積 [REDACTED]、下部農地面積 [REDACTED]、栽培作物は [REDACTED]、3年間の一時転用で、[REDACTED]に初めて許可を受け、[REDACTED]回目の更新申請です。転用面積は、支柱基礎コンクリート面積 [REDACTED]です。

申請人は、[REDACTED]を中心に栽培を行う認定農業者です。[REDACTED]の上部を有効活用し、営農を行なながら、発電施設として転用したく、申請するものです。下部農地の営農者は、申請者と同じです。

発電施設の規模や配置計画は適当、資金計画も妥当と思えること、最低高 [REDACTED]の支柱の上にパネルを設置、下部農地の [REDACTED]の遮光率は [REDACTED]、[REDACTED]から「今後も平均出荷量の80%以上の実績は十分見込めるものと考察します。」旨の意見書も添付されています。

担当農業委員からも、特に問題なしとの報告をいただいております。

立地基準は、農用地の不許可の例外に当たる、申請に係る農地を仮設工作物の設置その他一時的な利用に供するために行うものであって、当該利用の目的を達成する上で、当該農地を供することが必要と認められるものであり、かつ、農振整備計画に支障を及ぼす恐れのないものであること。

また、下部農地における営農の継続を前提としていること、パネルの角度、間隔等から見て農作物の育成に適した日照量を保つ設計となっており、農作業に必用な管理機等を効率的に利用して営農するための空間が確保されていること等が認められることから、許可相当と判断致します。

議案書8ページをご覧ください。案内図及び配置図は12ページをご覧ください。

整理番号11番、豊岡地区、申請地「家田 [REDACTED]」、地目畠、面積 [REDACTED]です。使用賃借による権利設定の

案件です。

使用貸人は、敷地 [REDACTED]、使用借人は、敷地 [REDACTED]、転用目的は、自己専用住宅 [REDACTED]、カーポート [REDACTED] です。地区計画又は集落地区計画に適合する施設の都市計画課法許可済地です。

申請人は、実家に居住していますが、家財道具が増え手狭となり、自己用住宅を持ちたく、[REDACTED] に相談したところ、当地を貸してもらえることになり、申請するものです。

住宅の規模や配置計画は適当、資金計画も妥当と思えること。農地側にコンクリートブロックを設置し、生活排水は公共下水道に接続し、雨水とともに [REDACTED] 側道路側溝へ放流することから、周辺農地への影響は軽微と思えること。

担当農業委員からも特に問題なしとの報告をいただいております。

立地基準は、第 1 種農地の不許可の例外に当たる集落のにじみ出しに該当し、[REDACTED] の所有地の中で検討したところ、営農上の支障が一番少ない土地であることから代替性もなく、許可相当と判断致します。

以上で説明を終わります。

議 長)

地元の委員から、事務局の説明に、何か補足説明は、ありませんでしょうか。補足のある方は、挙手をお願いします。

[REDACTED])

整理番号 8 番の案件ですが、事務局からも説明がありましたが、申請人が [REDACTED] 前に亡くなったということを確認し、事務局と申請代理人の行政書士と話し合い、申請を取り下げるということになりました。整理番号 10 番の営農型太陽光発電の下部農地で [REDACTED] を栽培しており、事前審査会で申請者とお話をしましたら、[REDACTED] ほど栽培していると話を聞いています。一般的に [REDACTED] は [REDACTED] 日から [REDACTED] 日ぐらいで収穫ができる、恐らく小さいサイズで収穫すれば、回転数はある程度行くと思います。事務局には出荷先は [REDACTED] で収量 8 割を既に満たしていると確認しております。次に整理番号 11 番ですが、[REDACTED] [REDACTED] 決壊し、申請者の住宅は [REDACTED] 被害に遭いました。[REDACTED] 委員はそのことについて詳しいと思いますので、説明をお願いします。

[REDACTED] 委員)

[REDACTED] 決壊し、申請者の住宅も [REDACTED] 被害に遭つており、すぐには住めない感じでした。

[REDACTED])

[REDACTED] 委員から説明があったとおり、申請者の住宅は [REDACTED] 被害に遭ったため、申請地は [REDACTED] よりも土地が高いということで新たに家を建てたいという申請であります。

それでは、質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。

[REDACTED])

指定大規模既存集落内の自己用住宅や敷地の特例措置の制度について説明をしていただければと思います。

事務局)

指定大規模既存集落内の自己用住宅は、都市計画法上の自己専用住宅の建築等を許可できるものとする規制緩和措置であり、旧豊岡村で指定を受けたところです。また、農家分家等の自己用専用住宅の敷地の特例は、要件を満たせば敷地面積を500m²まで認めることができる都市計画法の許可基準です。

[] 委員)

先ほど話のあった整理番号11番ですが、[]被害により自宅を移転させるような事例は他にもあるのでしょうか。地元でそういう話は出ていますか。

[] 委員)

かなり被害がありましたが、私が聞いているところだと、申請者のところが建替えを進めていると聞いています。

[] 委員)

河川は農業委員会とは関係がないと思いますが、現在の[]の修復工事はどのような状況が分かりますか。

事務局)

工事の関係については県の袋井土木事務所のほうでやられているので、計画に沿って工事を進めていく思います。

[])

野立ての太陽光発電施設の案件は、事務局が申請された事業者に対して周辺への事業説明を行うよう指導しています。地権者も転用する責任として、周辺の耕作者や地権者に対して「ここには太陽光発電やるのでちょっと迷惑をかける」とかそういう一言があつてもいいのではないかと考えます。皆様の御意見を言っていただければと思います。

[] 委員)

地権者からも説明があつた方がいいのかなと思います。

[] 委員)

事務局が、相談などで窓口に来た際に近隣の人たちへの説明はどうなっているかという質問をし、地権者からも事前に説明をしてもらった方が近隣の方々との関係が円滑にいくと思います。

事務局)

お願いの範疇にはなってしまいますが、地権者からも周辺の耕作者や地権者に対して一言を言っていただこうに対応いたします。

[])

賃貸借にせよ、所有権移転にせよ、土地の持ち主は自覚と責任を持って、太陽光発電施設にすることの説明が必要だと考えます。

議長)

他に質問等もないようですので、採決を取ります。議案第28号「農地法第5条の規定による許可について」の案件につきまして、許可することに賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手)

全会一致ですので、許可することに決定いたします。

以上で、農地法の審議を終了いたします。

事務局)

議案書9ページから10ページをご覧ください。

報告第28号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」、このことについて、農地法第3条の3第1項の規定に基づき届出を受理したので報告する。

令和5年10月16日提出 磐田市農業委員会事務局長 鈴木 和彦

受理番号1番、北部地区、届出地「匂坂新[REDACTED]」、地目畠、面積[REDACTED]です。被相続人は、匂坂新[REDACTED]を、相続人は、匂坂新[REDACTED]を含め、4件の相続の届出を受理しましたので、報告いたします。

議案書11ページをご覧ください。

報告第29号「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について」、このことについて、農地法第4条第1項第7号の規定に基づき届出を受理したので報告する。

令和5年10月16日提出 磐田市農業委員会事務局長 鈴木 和彦

受理番号1番、東部地区、届出地「三ヶ野台[REDACTED]」、地目畠、面積[REDACTED]、合計面積578m²です。届出者は、三ヶ野台[REDACTED]、転用目的は宅地分譲を含め1件の届出を受理しましたので、報告いたします。

議案書12ページから14ページをご覧ください。

報告第30号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について」、このことについて、農地法第5条第1項第6号の規定に基づき届出を受理したので報告する。

令和5年10月16日提出 磐田市農業委員会事務局長 鈴木 和彦

受理番号1番、北部地区、届出地「見付[REDACTED]」、地目畠、面積[REDACTED]です。譲渡人は、富士市[REDACTED]、譲受人は、海老島[REDACTED]、転用目的は、自己用住宅を含め、使用貸借権設定の案件1件、賃借権設定の案件1件、所有権移転の案件7件の届出を受理しましたので、報告いたします。

議案書15ページをご覧ください。

報告第31号「農地法第18条第6項の規定による通知について」、農地の賃借権の合意解約がなされ、農地法第18条第6項の規定による通知があつたので、次のとおり報告する。

令和5年10月16日提出 磐田市農業委員会事務局長 鈴木 和彦

整理番号1番、北部地区、土地の所在「大久保 []」、地目畠、面積 [] です。賃貸人は、明ヶ島原 []、賃借人は、大久保 []、貸人の都合(転用)のための解約を含め、2件の通知を受理しましたので、報告いたします。
以上で説明を終わります。

議長)

ただいまの報告第28号から第31号について、ご質問、ご意見等がございましたらお願ひします。

(質問、意見なし)

質問、ご意見等は、ないようです。これらは、報告案件でございますので、了解いただきたいと存じます。

全体を通して、ご質問、ご意見等がございましたらお願ひします。

他に質問、ご意見等は、ないようです。

以上で、今月の農地法に関する審議案件並びに報告案件の議事を終了いたします。

審議終了(午後2時50分)

協議事項

ありません。

報告事項

- ・令和5年度農業者年金加入推進特別研修会について

連絡事項

- ・令和5年度農業委員会忘年会の開催について

終了(午後3時05分)

上記のとおり決する。

農業委員会会長

議事録署名人

議事録署名人